



2024年4月24日

**【談話】これでは長時間過密労働は解消できない!—中教審特別部会「審議のまとめ(素案)」の問題点—**

全日本教職員組合(全教) 書記長 檀原毅也

4月19日、中教審「質の高い教師の確保特別部会」で「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)(素案)」(以下、「素案」)が示されました。

「素案」は「教師を取り巻く環境は我が国の未来を左右しかねない危機的状況にある」としながら、子どもたちの抱える課題の「複雑化・困難化」や「保護者や地域からの学校や教師に対する期待が高いことから、学校や教師の負担が増大してきた実態」をあげるのみで、その要因の解明はきわめて不十分です。学校が抱える困難の主たる要因は、10数年間にわたって定数改善計画をつくらなかったこと、正規採用を抑え臨時・非常勤教職員を増やしてきたこと、全国学力・学習状況調査の悉皆実施などの競争主義的な教育政策と、教員に無定量な労働を強いる給特法のありかたにあります。「素案」に示された施策では、**教員不足や教職員の長時間労働の実態を改善できず、「このままでは学校がもたない」「学校が大ピンチ」という現状をいっそう深刻化させるおそれがあります。**

特別部会では、持ち授業時数を少なくすることや、基礎定数を定めている標準法の「乗ずる数」の改善も議論されました。しかし、「素案」は、持ち授業時数の上限を設けることに背を向け、「増加した教員定数が持ち授業時数の減少のために用いられない可能性がある」として標準法の改善による基礎定数増を否定しています。長時間労働の解消には、加配定数増にとどめることなく、正規採用増に直結する基礎定数増こそ必要です。

「素案」は「処遇の改善」について「学校内外との連携・調整機能を充実させるための『新たな職』の設置」、学級担任についての手当額の増額など、いわゆる「メリハリある賃金体系」の導入と職場の階層化を打ち出しています。いずれも教職員の負担軽減ではなく、現状の負担を容認するばかりか、いっそうの負担増につながるとともに、教育活動に欠かせない教職員の共同の破壊につながるおそれがあります。学級担任手当の創設も、教職員に分断を持ち込む危険性があります。また、学級担任手当の原資を現在一律支給されている義務教育等教員特別手当の支給方法の見直しに求めていることも重大です。すべての教職員が子どもたちに向き合っている現実こそ重視されなければなりません。

**長時間過密労働の解消の焦点のひとつは、給特法を改正し、法的に長時間労働に歯止めをかけることです。**全教はじめ教育研究者有志など幅広い人々が「時間外勤務に対して手当を支払うしくみを設けることが長時間労働に歯止めをかける」と声をあげてきました。**使用者にとってのパナルティである時間外勤務手当を支給させるしくみを整えることで、長時間労働縮減の総合的・具体的な施策としての、教職員増、持ち授業数の上限設定、少人数学級推進、教育予算増などをすすめることができるからです。**特別部会でも同趣旨の意見は述べられました。

ところが「素案」は「勤務時間の内外を包括的に評価し、その処遇として、教職調整額を本給相当として支給するという従来の仕組みは、現在においてもなお合理性を有している」「時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当ではない」と述べて、時間外手当支給のしくみを設けることを否定し、教職調整額の率を「少なくとも10%以上とすることが必要」としています。そもそも、教職調整額の増額には長時間労働抑制の効果はなく、むしろ、現在の長時間労働の容認にとどまらず、いっそう深刻化させるおそれがあります。勤務時間管理が困難だから時間外勤務手当を支払わないという理屈は、無定量な勤務を強いる給特法の問題をそのまま放置するものです。現在、政府や財界がすすめようとしている労働時間の規制緩和などの労働基準法制見直しに通じるという点でも重大な危険性をもっています。

一方で「素案」はPDCAサイクルにより「時間外在校等時間が月80時間超の教師をゼロにする」「将来的には、教師の平均の時間外在校等時間が月20時間程度に」と、在校等時間の計測を厳格に求めています。そうであれば、時間外勤務の把握は可能なはずで、「在校等時間」全体および「持ち帰り仕事」を労働時間であると規定し、使用者による労働時間管理の責任を明確にすることは決して不可能ではありません。**教職調整額は「勤務時間の内外を包括的に評価したもの」ではなく教員の職務の専門性、特殊性に対応する職務給であり、本給の一部と位置づけるべきです。**

「素案」は、時間外勤務に対する手当の支給は諸外国でも一般的ではないと述べています。しかし労働協約によって勤務時間を定めている例があることこそ注目すべきです。

また、50数年ぶりに教職員の労働条件に関する大きな変更がなされようとしているにもかかわらず、その検討に現場の教職員、教職員組合が議論に参加できないことの不当さが浮き彫りになっています。「素案」に対して、**これでは長時間過密労働は解消されないと、多くの人々が批判の声をあげています。**全教は、引き続き、**長時間過密労働解消と教職員未配置の解消のために、教育予算増、教職員の大幅増員、時間外勤務に対して手当を払うしくみを設ける給特法改正を求めて、幅広い共同のとりにくみをすすめる決意です。**

以上

# 10%支給さえ認めない方向の財務省！ 先行き不透明で現状は当面そのまま？

教職調整額を4%から10%に引き上げるとします。すると当然、教員の給与を増やすのだから、教育予算の増額が必要で。今、私たちが

③そのための予算は、教育予算を増額するのではなく、従来の教育予算の中で歳出・歳入を見直して捻出すべきである

これは、まだ、決まったわけではないですが、政府(特に財務省)の中では教育予算の増額にはかなり否定的な意見も

あるということを示しています。従来も、文科省が教職員定数増などを概算要求で出しても、財務省が否定し、結

果として教職員定数が減らされて来た経緯があります。文科省が教職調整額を10%に引き上げるかどうかはまだ決定したことはありません。事実、6月11日に岸田内閣が発表した(25年度予算編成に向けた)「25年骨太の方針」では、

「給特法の改正」は書き込まれましたが、%は明示されていません。仮に文科省が10%を要望しても、財務省がその要求を受けるとどうか、教育予算全体を抑える中で何が前進されるのか、そうしたことはまだまだ未知数です。

報道では、10%に上がるのが既成事実化されたかのようすが、実施年も含めてまだまだ不透明です。要求実現へ向けて運動が必要で、「建議」に対する全教書記長談話(左の囲み枠)をどうぞお読みください。

とところが5月21日、財務省財政制度等審議会が「我が国の財政運営の進むべき方向」(以下、「建議」)を財務大臣に提出しています。その中には、次のような趣旨が書かれています。

①教員の給与は一般行政職に比べて優遇されているから、教職調整額の増額は適当ではない。

②メリハリのある給与体系にすることが基本である。

5月29日発表・全教書記長談話

## 「財政審建議の問題点」

5月21日、財務省財政制度等審議会が「我が国の財政運営の進むべき方向」(以下「建議」)を財務大臣に提出しました。「建議」は、2025年度政府予算編成について財務省の考え方を示し、6月に閣議決定される「骨太方針2024」に向けて財務省の考え方を反映させようとするものです。

「建議」は財政健全化や規律ある財政運営の必要性を強調し、社会保障や教育関連予算を抑えることに多くのページを費やす一方で、突出して急増する防衛予算について一切言及していません。「建議」は「人口減少下での教員の処遇の見直し」という項を設け、教員の給与は一般行政職と比べて優遇されていると述べ、教職調整額の増額は適当でないと結論づけています。5月13日に中教審・質の高い教師の確保特別部会「審議のまとめ」が示した教職調整額を10%以上に増額することを否定しています。また、「建議」は、教員の処遇の改善は一律に給与水準を引き上げることによるのではなく、メリハリある給与体系とすることを基本とすべきであると述べています。さらに、その財源は従来の文科省予算の歳出・歳入を見直して捻出すべきであるとして、教育予算の増額をまったく認めていません。

このような主張から、財政審が、財政支出の引き締めばかりを偏重し、学校現場の長時間労働と教職員未配置の深刻な実態を見ようとししない姿勢であることが明らかです。「建議」は、中教審特別部会の「審議のまとめ」が「教師を取り巻く環境は我が国の未来を左右しかねない危機的状況にあると言っても過言ではない」と述べた認識を共有しようとしません。

財政審が、その主張を正当化するために、都合のよいデータのみ用いていることも問題です。たとえば、小学校教員採用試験受験者の新卒者が減っていないデータを示す一方で、中学校や高校教員採用試験受験者の新卒者が減っているデータは示していません。また、「採用倍率の低下は、教員の年齢構成による近年の大量退職・大量採用に伴う構造的な現象である」と決めつけていますが、その裏付けとなるデータは示していません。さらに、採用間もない教員の退職者が増加していることや、病気休職者が増加しているデータを示さず、教職が長く働き続けられなくなっている現実から目を背けています。したがって、「建議」は教職員の長時間労働と教職員未配置問題の解決を求める切実な願いと完全に乖離しています。

全教は、5月14日の中央執行委員会声明で、中教審特別部会の「審議のまとめ」には重大な問題があることを指摘しました。教職員増について基礎定数増を先送りして加配定数増にとどめたことは、現場の願いを裏切るものです。教職調整額の増額は長時間労働の歯止めになりません。メリハリある給与体系と称して上意下達の体制を強化することは、子どもたちの教育をつかさどる教職員の専門性をまったく尊重しないということにほかなりません。

全教は、引き続き、実際に生じている時間外勤務に手当を払うしくみを設けるよう給特法を改正すること、教育予算を増やし、教職員定数を抜本的に改善することを求めてとりくみをすすめます。

# 文科省予算増額を求める「えがお署名」にぜひあなたもご協力下さい。

## ＜えがお署名の内容（要求項目）＞

1. 標準法を改正し、教職員定数改善計画を策定し、正規の教職員を大幅に増やすこと
2. 給特法を改正し、教職員の時間外勤務手当を支払うしくみをつくること
3. 義務教育費国庫負担率をただちに2分の1に戻すこと
4. 20人学級を展望し、国の責任で幼稚園、小・中学校及び高校の全学年で、直ちに少人数学級を実現すること
5. 特別支援学級の編成標準を6人に改善すること
6. 設置基準の既存校適用、国庫補助率の引き上げなどにより、特別支援学校の過大・過密の解消をはかること
7. 私学の教育条件向上のため、経常費助成を増やすこと
8. 教育の機会均等を保障するための条件整備をおこなうこと
  - ①公私ともに学費の無償化を前進させること
  - ②必要とするすべての高校生・大学生に給付奨学金を支給すること
  - ③国の責任で就学援助制度を拡充すること
  - ④全国で恒久的に給食の無償化、1人1台端末の公費負担等教材費無償化がすすむよう、国の責任を果たすこと
9. 能登半島地震・東日本大震災等の自然災害や東京電力福島第一原発事故の被災地の子どもたちを守るため、学校と地域の復旧・復興をすすめること

「教職員定数を増やすこと、残業代を支給すること」など、25年度の教育予算増額を求めることを内容とする「2025年度政府予算に向けた文部科学省概要要求に対する要請署名」（署名のスローガン）『教育予算増やしてかがやけ！みんなのえがお せんせいふやそう！』どの学校も少人数学級に！教育無償化！』

通称・えがお署名）に今取り組んでいまず。この号外で今まで述べてきたことは、これからの文科行政のあり方に対する大きな変化をもたらすものです。それには、中教審の答申確定・具体化する法案作成（この時点でもパブリックコメント募集が行われる？）・国会審議を経ての法案成立などのプロセス

を経ることになります。これらは、24年度中に行われるかどうかは不明です。しかし、そうした決定がされるまでの間も、25年度に向けて教育行政は続きます。具体的には、①8月に文科省から25年度予算に対する概要要求が出されます。②それを受けて、政府内でのやりとりが続きます。

③秋に、正式な予算要求が出されます。④それを基に、12月から1月に25年度予算案が決定します。⑤25年度予算案が通常国会（25年1月召集）で審議され、決定します。

署名の投函は7月10日までに

に現場の声を届けることが必要です。それが、この「えがお署名」です。府・大臣への文書提出は、7月10日までに郵送をお願いします。締切は7月10日です。

一人でも多くの方がご協力いただきませう、心からお願ひ申し上げます。署名欄が全部埋まらなくても（お一人でも）結構です。同送の返信用封筒に入れて投函していただければ、切手代も不要です。

- ①なお高知県教組では、この「えがお署名」と並行して、「審議のまとめ」に対する職場の一言を集め、文科大臣へ届ける**職場決議**にもとりくみます。詳しくは高知県教組HPをご覧ください。お構いのない方、ぜひご協力を。
- ②今回お送りした全教のチラシの中に**グーグルフォームの一言受付コードも掲載中。あなたの一言をぜひそこから！**

メールはこちら



## ＜秋の予定＞

25年度政府予算案と25年度高知県予算に対する、教育予算増額を求める署名（「ゆきとどいた教育署名」、国会用と県議会用の連名方式）は、7月以降に提起します。例年、公立1万筆を目標に取り組んでいます。その際には、ぜひご協力下さい。よろしくお願ひします。